

福祉サービス第三者評価 評価結果報告書（概要）

公表日：令和6年12月26日

評価機関	名 称	(社福)広島県社会福祉協議会
	所 在 地	広島県広島市南区比治山本町12-2
	事業所との契約日	令和6年4月26日
	訪 問 調 査 日	令和6年7月30日
	評価結果の確定日	令和6年12月15日
	結果公表にかかる事業所の同意	(あり) ・ なし

I 事業者情報

(1) 事業者概況

事業所名称	母子生活支援施設さくら苑	種 別	母子生活支援施設
事業所代表者名	施設長 空 和博	開設年月日	昭和21年4月1日
設置主体	社会福祉法人 広島県同胞援護財団	定 員	20世帯 入所世帯数 15世帯(23人)
所 在 地	〒733-0816 広島県広島市西区草津東2丁目20-19		
電話番号	082-271-4391	FAX番号	082-247-4606
ホームページアドレス	http://www.dohen.or.jp/		

(2) 基本情報

サービス内容（事業内容）	事業所の主な行事など
○第一種社会福祉事業	避難訓練(毎月)、児童清掃
・母子生活支援施設	母の日会、キャンプ、海水浴
	クリスマス会、季節行事等、入進学レクリエーション
○第二種社会福祉事業	秋祭り、お出かけ、卓球大会、もちつき
	夏のレクリエーション
居室の概要	居室以外の施設設備の概要
○居室 31 室	○学習室 1か所 ○事務室 1か所
・冷暖房 ・浴室、脱衣所 ・独立洗面台	○地域交流室 1か所 ○宿直室 1か所
・トイレ ・洗濯置場 ・下駄箱	○心理療教室 1か所 ○保育室 1か所
・キッチン ・ベランダ	○トイレ 2か所 ○安静室 1か所
○短期利用居室 1 室	○ 1か所 ○会議室 1か所
	○ 1か所 ○ 1か所

職員の配置

職 種	人 数（うち常勤の人数）	職 種	人 数（うち常勤の人数）
施設長	1人(1人)	心理療法担当職員	1人(1人)
母子支援員	3人(3人)	嘱託医	1人(0人)
少年指導員	2人(2人)	看護師	人(人)
保育士	0人(0人)	事務員	人(人)
調理員	1人(1人)		人(人)

Ⅱ. 第三者評価結果

◎評価機関の総合意見

第三者評価は、今回で4回目の受審となります。母子生活支援施設さくら苑は、昭和18年に当時の恩賜財団軍人援護会が戦災者や引揚者のために開設した母子寮がその前身であり、現在は社会福祉法人同胞援護財団が運営しています。広島市西区の住宅街にあり、周辺には保育園、小学校、公民館があり、最寄り駅が徒歩圏内にあるなど、母子にとって通勤・通学・買い物など利便性が高い場所にあります。平成21年に建て替えた建物は、中庭を囲むようにコの字に建てられ、どの部屋も日当たりのよい作りとなっています。玄関周りには季節ごとの花が植えられ、入口ホールは開放感があり、清掃も行き届いていました。

法人理念や施設の基本方針などに基づき、入所者と職員の満足感、そして、地域の役に立つ施設をめざして、組織の運営や職員のスキルアップを充実させるとともに、母子への支援・地域活動もより高いサービスの提供をめざして、運営されていることが確認できました。

◎特に評価の高い点

- (1) 新任職員に求められる業務遂行の水準が「業務基準書」として作成され、職員の育成に活用されています。育成する側にとっては指導の目安として、新任職員にとっても納得感を持って業務に取り組むことができ、組織として非常に有効な職員育成の仕組みとなっています。【管理運営編No.11/職員の質の向上に向けた体制】
- (2) 入所者への支援の記録の内容やレベルのばらつきを防ぐためのルールが明文化されています。統一的な方法や水準で記録されることで、継続的でより効果的な支援につなぐことが可能となるなど、組織として記録の重要性を理解して取り組まれています。【管理運営編No.27/養育・支援の実施状況の記録】
- (3) 入所直後の母子に説明する「生活のしおり」に加えて、職員のための「説明用ガイドブック」のほか、母子に関わる際の心得を定めた「職員ガイドライン」を作成されており、不安な状態で入所される母子の立場に配慮した、組織としてきめ細やかな取り組みがされています。【管理運営編No.30/養育・支援の提供開始②】
- (4) 中庭や玄関周りには季節の花を植え、施設内は季節感を感じる絵や花を飾り、生活に必要なさまざまな資料や情報が提供されていました。広い地域交流ホールにはピアノやさまざまな本が置かれ、子どもの交流や学びの場として提供されていました。また、居室は間取りや家電製品を機能的に配置し、利用者が安心して生活できるよう細やかな配慮と工夫が見られました。【サービス編No.1/快適性への配慮①】
- (5) 地域貢献として、ホール等の施設を開放し、公民館等の協力を得て施設の行事に地域児童を招待しています。また、町内会や子供会に加入して町内パトロールを行い、加えて、施設行事として児童清掃を行っています。その他、地域の依頼に応じて体操教育などの講師を派遣するなど、施設の特性から地域との関わりが難しい状況の中、社会資源として地域に貢献する姿勢はとくに優れた点と言えます。【サービス編No.33/施設機能の地域還元】

◎特に改善を求められる点

- (1) 中長期計画が策定されていませんでした。実際には施設長の考えはお持ちですので、職員が一丸となって同じ方向に向かって取り組むことができるよう明文化されることを提案します。【管理運営編No.3/中・長期的なビジョンと計画の明確化】
- (2) 事業計画は策定されていましたが、施設内の見えやすい場所への掲示または閲覧可能な状態になっていませんでした。計画内容について全ての職員の理解を促すことができる仕組みを構築されることが有効と思われます。【管理運営編No.4/適切な事業計画策定】
- (3) 昨年度は心理療法担当職員が不在のため、医療機関の協力を得て心理支援プログラムとし、職員全員が協力して心理的ケアを行なっていたとのことでした。本年に入り、新たに心理療法担当職員を迎えられたとのことですので、今後は、心理支援プログラムをはじめ、カウンセリング等による心理的ケアの更なる充実を期待します。【サービス編No.20/メンタルヘルス・No.23/子どもの虐待状況への対応①】
- (4) 児童相談所への相談基準は施設長の判断を基準としており、前回の第三者評価調査者にも本件について説明されたとのことでした。今後はさらに一段階進め、次に繋いでいく意味からも、責任者が判断する「根拠」や「協議の手順」等を明文化されてはいかがでしょうか。【サービス編No.26/児童間暴力の防止】

Ⅲ. 第三者評価結果に対する事業者のコメント

施設の運営や実際の支援場面での基本的な考え方について、細やかな情報交換を行い、的確なご助言をいただきました。この度の第三者評価を励みに、今後もサービスの質の向上に努めてまいります。

IV. 項目別の評価内容

1 管理運営編：母子生活支援施設さくら苑

1 福祉サービスの基本方針と組織（法人・施設）	(1)理念・基本方針 自己評価:N0.1-2	法人としての理念及び基本方針が明文化され、事務所内には理念や行動規範が掲示されています。また、毎年度、理事長を講師に法人理念研修を実施し、職員全体の意識統一に取り組まれています。加えて、基本方針や倫理要綱等が明記された「どうえん理念ハンドブック」を全職員が携帯し、朝礼では唱和も行われています。このほか、2か月ごとに法人理念月間目標を立て、達成に向けて努力されています。「母子生活支援施設職員ガイドライン」は、法人が運営する三施設が話し合い策定をされています。 ◎ガイドラインなど組織として定めた共通のルール等については、常に制定日を明記するとともに、改定される際には、改定日に加えて改定の経緯が分かるよう整理されることを提案します。
	(2)計画の策定 自己評価:N0.3-4	法人の中・長期計画はみらいプロジェクトに基づき策定される仕組みはありますが、具体的には明文化されていないようです。なお、各年度のさくら苑事業関係はデータで閲覧が可能となっています。 ◎中長期計画が策定されていませんでした。これは法人や事業所の理念や基本方針の実現に向けた3～5年の方向性を示すもので、これが各年度の事業計画に具体的に示されるものとされています。実際には施設長の考えをお持ちですので、職員が一丸となって同じ方向に向かって取り組むことができるよう明文化されることを提案します。 ◎事業計画は策定されていましたが、施設内の見えやすい場所への掲示または閲覧可能な状態になっていませんでした。計画内容について全ての職員の理解を促すことができる仕組みを構築されることが有効と思われます。
	(3)施設長の責任とリーダーシップ 自己評価:N0.5-6	施設長は、研修や会議に積極的に参加し、視野を広げるよう努められています。また、毎月の職員会議で法人、施設の経営状況やサービスの改善点等を伝えるほか、定期的に職員面談を実施したり、日ごろから職員とコミュニケーションを取り、人事やメンタルに関わる面談を行うことで、意見の把握と経営および業務改善に繋がられています。
2 法人・施設の運営管理	(1)経営状況の把握 自己評価:N0.7-8	経営を取り巻く環境を把握するため、研修や会議に積極的に参加するとともに、全職員へ社会福祉事業の動向周知のため、労働新聞を毎月講読されています。 また、地域住民が参加できる行事を企画する等、日ごろから地域との関わりを持ち、地域の特徴や変化、ニーズの把握に努められています。 毎月行われる職員会議時に、コスト分析について周知をされ、2023年までは30世帯だった定員を、支援が必要な母子の推移や利用率の観点から、2024年以降は20世帯に減らされています。
	(2)人材の確保・養成 自己評価:N0.9-12	法人年間計画、各自個人目標を明文化し、法人として必要な人材確保や職員体制に対する考え方を明確にされ、職員に対しては、理事長によるカウンセリング研修やフォローアップ研修を実施されています。また、定期的に人事考課を実施し、職員個々の目標設定と達成状況を把握するとともに、法人理念や事業計画に沿った年間計画を作成されています。CSESミーティングでは利用者、地域、職員の満足度について協議され、業務改善に取り組み、年次休暇の計画的消化や時間休暇や特別休暇の制度を設け、残業は月3時間以内となるよう、働きやすい環境整備に努められています。また、年度ごとに年間研修計画を立て、施設外研修は文書で全職員に共有し、希望に応じて受講できる体制を整えられています。このほか、経験年数等に応じた「業務基準書」を作成し、新任職員が習得すべき事項を明示するなど、職員が納得しながら仕事ができる環境を整えられています。実習生の受け入れに対しても、誰が担当しても統一した対応ができるようマニュアルを整備するとともに、3人の指導者を擁するなど体制が確保されています。
	(3)安全管理 自己評価:N0.13	安全管理委員会会議録、危機管理マニュアルがあり、事故事例集にはアクシデントの記載もあり、的確な指示系統を明確に定められています。 インシデント・アクシデント(ひやりハット)が発生した内容を職員全体で共有し、再発防止に努められています。外出行事の際は、職員が予め下見に行くなど危険箇所の有無を確認されています。

2 法人・施設の運営管理	(4)設備環境 自己評価:N0.14-15	面接室(応接室)は他空間と離れた場所に設けられており、入所者への配慮がされています。清掃は勤務に応じて担当で割り振りされ、担当者が責任を持って実施しています。共有のスペースについても職員間で行き届いた清掃がされています。事情により担当者が清掃できない場合は、声を掛け合うなど、他の職員に引継ぎを行い、実施されています。
	(5)地域との交流と連携 自己評価:N0.16	地域貢献ファイルを作成し、公民館との共催で行われる行事は、利用者を対象にしたアンケートで地域行事の振り返りをされています。また、学習ボランティアは年度毎に実施要項を整え、ボランティア受け入れに関するマニュアルも整えられています。 個人情報にかかる誓約書の記載を求める際には、施設における個人情報の取り扱いについても、事前に説明されています。
	(6)事業の経営・運営 自己評価:N0.17-18	毎年、広島県母子生活支援施設協議会の意見交換会に参加し、事業所としての動向や制度に関する意見を伝えるとともに、広島市の母子生活支援施設や児童福祉施設連盟で意見を集約し、陳情書を自治体に提出されています。 財務諸表を法人ホームページで情報公開するほか、法人の事業内容については、パンフレット等で周知し、説明を求められた際には、施設長に判断を仰ぐ体制が整えられています。
3 適切な養育・支援の実施	(1)子ども(・母親)本位の養育・支援 自己評価:N0.19-24	母親と子どもを尊重した支援のあり方については、法人理念ハンドブックや施設内研修を実施し、全職員で共通した理解ができるよう取り組まれています。また、2021年には法人内の3つの母子生活支援施設で職員ガイドラインを整備し、施設内研修で周知をされるなど、母子との関わり方について統一的な支援に努められています。 母子のプライバシー保護については、「個人情報基本規定」、「個人情報開示申請」、「個人情報文書管理」を整えるとともに、施設内に個人情報の利用目的について掲示されています。また、母子の満足度向上のため、「母親面談実施記録」、「児童面談記録」、「利用者アンケート実施記録」を作成し、年2回の個別相談面談や聴き取り、アンケート結果を運営に反映されています。アンケート結果とアンケートを受けて検討した事項については、施設内の掲示板で一定期間掲示されています。 苦情については、「苦情対応マニュアル」を整備するとともに、「苦情申出窓口」は、施設内の見えやすい場所に掲示されています。また、苦情発生時には内容を職員間で共有し、対策を協議するなど体制が整えられています。
	(2)養育・支援内容の質の確保 自己評価:N0.25-28	3年毎の第三者評価の受審に加えて、毎年、自己評価が行われています。標準的な支援方法の確立に向け、健康管理、感染症予防、災害対応、虐待防止等の各種マニュアルを整備し、全職員に周知徹底されています。 母親と子どもの養育、支援の実施状況は、各世帯母子台帳、各世帯ケース記録に記録され、全職員が同じ視点で養育、支援ができるよう取り組まれています。とりわけ、記録方法のルール作りとマニュアルが整備されており、職員によってばらつきが生じないよう、一貫した記録とそれに基づく支援ができる体制が整えられていることは高く評価できます。このほか、母親や子ども等から情報開示を求められた際には、まずは施設長に相談することが徹底されています。 ◎各種マニュアルは丁寧に整備されていますが、日付や改定の経緯等の記録が残されていないものがあるため、今後は明記されることをお勧めします。
	(3)養育・支援の開始・継続 自己評価:N0.29-32	入所後の生活については、「入所時マニュアル」や「生活のしおり」を用いて丁寧に説明をされています。さらに「生活のしおり」とは別に職員説明用のガイドブックを整備され、説明する職員によって、違いが生じることのないよう工夫されています。ガイドブックについては、同法人の母子支援3施設会議で作成されたもので、定期的な見直しもされています。 退所に関しては本人面談を経て施設内で協議し、措置機関とも共有されています。配慮が必要と思われる世帯や近隣に転居した世帯については、関係機関と情報共有し、必要に応じて継続的な支援をされています。

IV. 項目別の評価内容

2 サービス編：母子生活支援施設さくら苑

1 施設の環境整備	(1)快適な空間 自己評価：N0. 1-2	施設に隣接して公民館や公園があり、平成21年に建て替えた施設の中庭や玄関周りには季節の花が植えられていました。共有エリアは毎朝夕、担当を決めて清掃しているとのこと。玄関、ロビー、廊下の壁には、季節を感じる絵や花などを飾り、生活に関するさまざまな資料や情報も提供されていました。また、地域交流ホールや保育室は広く、ピアノや多くの本も置かれ、子どもの交流や勉強の場として活用し、地域住民の交流の場にもなっています。居室はダイニングキッチンと畳の間となっており、カーテンレールで空間を仕切ることができ、家電製品等も機能的に配置されていました。家族構成によっては、二つの居室の提供も検討しているとのこと。
	(2)安心な生活 自己評価：N0. 3-4	防災対策は危機管理マニュアルや防災関係綴りを整え、火災や地震を想定した避難訓練を毎月行っています。施設倉庫には90名3日分の非常食が備蓄され、2024年度からBCP(津波想定避難訓練)を実施しています。不審者対策は不審者対応マニュアルを作成し、警備会社の自動通報設備を設置するなど迅速な対応ができる体制にあります。また、警察や警備会社等と連携し、不審者の侵入を想定した「不審者対応ロールプレイ」の研修を行っています。
2 日常生活の中での支援	(1)計画に基づいた自立支援 自己評価：N0. 5-7	自立支援計画は入所時に福祉事務所での聞き取りのほか、市区役所、児童相談所、療育センター等の意見を反映して策定しています。また、アセスメントシートや日頃のコミュニケーションから利用者のニーズを把握し、母親自身が立てた支援目標に基づいた支援を行っています。年度末には自立計画を基に母子面談を行い、次の支援計画に活かされています。また、自立支援会議では支援計画や支援目標の評価を行い、状況が著しく変化した際にも会議等で計画等の見直しを行なっています。自立支援計画等の関係資料をはじめ、個人情報等は施錠できる棚に整理して保管されています。
	(2)生活習慣の獲得 自己評価：N0. 8-9	母子の健康は、福祉事務所、学校連絡会、保育園連絡会等の連絡会を通じて発達等の情報を共有しつつ支援に繋がっています。また、母子台帳を作成し、健康上の特別な配慮を必要とする母子には医療機関や保健師との連携を図り、治療に繋がっています。利用者の生活状態は3か月ごとに居室の点検を行い、利用者が清掃や整理整頓の習慣を身につけられるよう個別に支援を行っています。
	(3)社会性の獲得 自己評価：N0. 10-13	子どもは日常的に共有エリア等で交流し、マナー等が理解しやすいようにイラスト等が掲示されていました。母親には親子レクや母親講座等で交流の場を設け、行事等の参加は個人の判断に委ねています。利用者の思いは日常の会話や意見箱、年に2回の面談を通じてニーズを把握し、要望には職員間で話し合い、結果を迅速に伝えるよう努めているとのこと。また日々の母親の頑張りを認め、保育園への送迎や補完保育等を行っています。性教育に関して、過去には助産師や幼児教育の大学講師を招き、母親向けに性に関する講座を実施していました。また、性を扱った書籍を共有エリアに設置し、各世帯には性教育関連の本を配布しています。
	(4)学習・進学・就職 自己評価：N0. 14-15	学習支援は子どもの理解力や年齢等を加味して個別指導を行い、希望する教材を準備し、学習ボランティアの受け入れも積極的に行っています。また、高学年の子どもには落ち着いて学習することができる場所と時間帯を共有スペースに設けています。その他、年に数回、保育園・小学校・中学校との連絡会を通して、子どもの状態を把握しつつ支援に努めています。進路の選択は、子どもの思いを尊重しながら、年に2回の個人面談を設け、早い段階から進路について話し合い、制度の活用をも含めて、関係機関と連携を取りつつ支援を行っています。
	(5)母親に対する支援 自己評価：N0. 16-19	母親の相談には24時間対応できる体制を整え、専門的知識を必要とする内容については、近隣の病院やカウンセリングなどを紹介しています。母親の不安や悩みは業務日誌やケース記録を介して職員間で共有しています。虐待の兆候が見られる場合は支援や介入方法を検討し、警察や児童相談所とも連携を取りながら対応しています。母親の就労支援については、本人の希望に応じて、ハローワークへの同行や職場の情報を提供しています。

	(6)その他の支援 自己評価：N0. 20	心理的な支援を必要とする母子については、自立支援計画に基づき、その解決に向けた協力がなされており、外国籍の母親には職員が病院に同行し、医師とのやり取りを仲介するなどの支援を行っています。 ◎昨年度は心理療法担当職員が不在のため、医療機関の協力を得て心理支援プログラムとし、職員全員が協力して心理的ケアを行なっていたとのことでした。本年から新たに心理療法担当職員を迎えられたとのことですので、今後は、心理支援プログラムをはじめ、カウンセリング等による心理的ケアの更なる充実を期待します。
3 安心な生活	(1)虐待の防止 自己評価：N0. 21-24	人権に関して「職員行動規範」や「虐待通報番号(189)」を施設内に掲示し、就業規則を全職員で確認しています。また、虐待防止の研修を行い、虐待予防のためのガイドラインの検討も行っているとのこと。虐待を見かけた際の通報方法を周知し、定時の見回りを行っています。虐待の疑いがある場合は、児童福祉係・地域支えあい課・児童相談所等と連携して対応する体制ができているとのこと。自傷行為が懸念される利用者については、対応手順を記した「利用者緊急対応」を「文書預かりファイル」に保管しています。
	(2)問題行動への対応 自己評価：N0. 25-26	子どもの問題行動は職員会議や施設内研修で原因を探り、再発防止や対応について協議し、内容は全職員にフィードバックされているとのこと。施設内での差別やいじめについては、職員の配置等を工夫して対応しています。 ◎児童相談所への相談基準は施設長の判断を基準とし、前回の第三者評価調査者でも本件について話されたとのこと。今後はさらに一段階進め、責任者が判断する根拠を明らかにし、協議の手順を明文化されてはいいでしょうか。
	(3)衛生管理 自己評価：N0. 27	食中毒や感染症対策は、「保健衛生マニュアル」に基づいて実施し、「母子施設マニュアル会議録」でマニュアルの確認と修正を行っています。 母親や子どもに向けての食中毒や感染症の予防は、施設内の掲示物等で呼びかけています。また、食中毒や感染症の発生時には、法人内や保健所への報告体制が整備されています。
	(4)子どもと保護者の関係等の継続・回避等 自己評価：N0. 28-31	夫等との関係調整は、聞き取り調査等を踏まえて支援方法を協議しています。面会や交流、家庭裁判所などで利用者が不安な場合は同行支援を行うなど、児童相談所とも連携し、母子が安心して暮らせるよう支援しています。強引な引き取り等については、職員研修で対応方法を確認しています。事務所にはさすまたや催涙スプレーを常備し、日頃から警察と連携して緊急時の助言を受けています。宿直体制を取り、24時間で緊急利用の対応が可能です。また、「ショートステイ綴り」を用い、施設内研修で対応を周知しています。広域入所促進事業として緊急時の部屋を確保し、家電や生活用品が用意されています。
4 地域とのつながり・専門性の向上	(1)専門性の向上 自己評価：N0. 32	職員の専門性の向上として、事前に基幹的職員の研修を受けた職員2名をスーパーバイザーとして配置しています。基幹的職員は関係機関との連携を図り、子どもの支援計画や支援の進捗状況を把握するとともに、職員が抱える課題に対してアドバイスや相談に応じるなど、職員の意欲と支援の向上を図っているとのこと。
	(2)地域とのつながり 自己評価：N0. 33	ホールや施設を開放し、公民館等の協力を得て施設行事に地域児童を招待するなど、地域に開かれた施設に努めています。町内会や子供会にも加入し、施設行事として児童清掃や花壇の整備、町内パトロールを行い、また、体操教育などの講師を派遣するなど、様々な取り組みを通して地域に貢献しています。
5 本位の支援 母親と子ども	(1)支援の継続性とアフターケア 自己評価：N0. 34	退所後のアフターケアについては、職務分掌の共通業務として、「退所世帯のアフターケアの支援及び記録」を明確にし、世帯ごとに必要な事項を確認しています。退所後の支援計画は作成していないようですが、退所後の利用者からの相談に対しては、適宜、行政機関や関係機関と連携を図り、継続した支援を行っているとのこと。

自己評価・第三者評価の結果（管理運営編：母子生活支援施設さくら苑）

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
-----	-----	----	------	-------	--------

1 福祉サービスの基本方針と組織（法人・施設）

(1)理念・基本方針

1	理念・基本方針の確立	法人・施設としての理念、基本方針が確立され、明文化されていますか。	A	A	
2	理念・基本方針の周知	理念や基本方針が職員・母親と子ども等に周知されていますか。	A	A	

(2)計画の策定

3	中・長期的なビジョンと計画の明確化	中・長期的なビジョン及び事業計画が策定されていますか。	A	B	○
4	適切な事業計画策定	事業計画が適切に策定されており、内容が周知されていますか。	A	B	○

(3)管理者(施設長)の責任とリーダーシップ

5	施設長の役割と責任の明確化	施設長は自らの役割と責任を明確にし、遵守すべき法令等を理解していますか。	A	A	
6	リーダーシップの発揮	施設長は質の向上、経営や業務の効率化と改善に向けて、取り組みに指導力を発揮していますか。	A	A	

2 法人・施設の運営管理

(1)経営状況の把握

7	経営環境の変化等への対応①	施設経営をとりまく環境が的確に把握されていますか。	A	A	
8	経営環境の変化等への対応②	経営状況を分析して、改善すべき課題を発見する取り組みを行っていますか。	A	A	

(2)人材の確保・養成

9	人事管理の体制整備	必要な人材確保に関する具体的なプランをたてて、実行していますか。	A	A	
10	職員の就業状況への配慮	職員の就業状況や意向を把握し、必要があれば改善する仕組みが構築されていますか。	A	A	
11	職員の質の向上に向けた体制	職員の質の向上に向けた具体的な取り組みを行っていますか。	A	A	
12	実習生の受け入れ	実習生の受け入れについて、積極的な取り組みを行っていますか。	A	A	

(3)安全管理

13	母親と子どもの安全確保	母親と子どもの安全確保のための体制を整備し、対策を行っていますか。	A	A	
----	-------------	-----------------------------------	---	---	--

(4)設備環境

14	設備環境	施設は、母親と子どもの快適性や利便性に配慮したつくりになっていますか。	A	A	
15	環境衛生	施設は、清潔ですか。	A	A	

N0.	小項目	設問	自己評価	第三者 評価	改善の 必要性
-----	-----	----	------	-----------	------------

(5)地域との交流と連携

16	地域との関係	母親と子どもと地域との関わりを大切にし、地域のニーズに基づく事業等を行っていますか。	A	A	
----	--------	--	---	---	--

(6)事業の経営・運営

17	制度に関する意見・意向の伝達	市区町や県に、制度に関する意見や意向を事業所として伝えていますか。	A	A	
18	財務諸表の公開	母親と子ども等に財務諸表を公開していますか。	A	A	

3 適切な養育・支援の実施

(1)母親と子ども本位の養育・支援

19	母親と子どもを尊重する姿勢①	一人ひとりの母親と子どもを尊重したサービス提供について、共通の理解を持つための取り組みを行っていますか。	A	A	
20	母親と子どもを尊重する姿勢②	母親と子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していますか。	A	A	
21	母親と子どもの満足の向上	母親と子どもの満足の向上に向けた取り組みを行っていますか。	A	A	
22	意見を述べやすい体制の確保①	母親と子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備していますか。	A	A	
23	意見を述べやすい体制の確保②	苦情解決の仕組みが確立され、十分に周知・機能していますか。	A	A	
24	意見を述べやすい体制の確保③	母親と子どもからの意見等に対して迅速に対応していますか。	A	A	

(2)養育・支援内容の質の確保

25	質の向上に向けた施設の取り組み	自己評価の実施や第三者評価の受審により、提供しているサービス・支援内容の質向上を図っていますか。	A	A	
26	標準的な実施方法の確立	母親と子どもの発達状態や心理状況に応じた援助を一定水準に保つため、マニュアルを定め、活用していますか。	A	A	
27	養育・支援の実施状況の記録	母親と子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われていますか。	A	A	
28	記録の管理と開示	養育・支援の提供記録等の開示を適切に行っていますか。	A	A	

(3)養育・支援の開始・継続

29	養育・支援の提供開始①	母親と子どもやに対して、養育・支援の選択に必要な情報を提供していますか。	A	A	
30	養育・支援の提供開始②	入所後に提供する養育・支援について、母親と子どもやに分かりやすく説明していますか。	A	A	
31	施設の退所・施設を退所した後の対応	施設の退所事由を定めていますか。	A	A	
32	養育・支援の継続性への配慮	施設の措置変更や家庭への復帰などにあたり、養育・支援の継続性に配慮した対応を行っていますか。	A	A	

自己評価・第三者評価の結果（サービス編：母子生活支援施設さくら苑）

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
-----	-----	----	------	-------	--------

1. 施設の環境整備

(1) 快適な空間

1	快適性への配慮①	施設の共用スペースは、快適な場所となっていますか。	A	A	
2	快適性への配慮②	居室は、母親と子どもにとって安全・安心な場所となっていますか。	A	A	

(2) 安心な生活

3	防災対策	風水害や地震等の災害が発生した場合、速やかに対応できる体制が整っていますか。	A	A	
4	不審者対策	不審者の侵入等に対応できる体制がありますか。	B	A	

2. 日常生活の中での支援

(1) 計画に基づいた自立支援

5	自立支援計画の策定	自立支援計画の策定は適切に行われていますか。	A	A	
6	自立支援計画の評価・見直し	自立支援計画の評価・見直しは適切に行われていますか。	A	A	
7	本人の自己決定・家族等の参加	自立支援計画は、母親と子ども・家族・関係機関の意向や意見を取り入れたものとなっていますか。	A	A	

(2) 生活習慣の獲得

8	健康管理	母親と子どもの発達段階に応じて、健康管理ができるよう支援していますか。	A	A	
9	整理整頓・生活技術	母親と子どもの発達段階や状況に応じて、整理整頓、生活技術を習得できるよう支援していますか。	A	A	

(3) 社会性の獲得

10	自他の権利の尊重	母親と子どもが人格の尊厳を理解し、自他の権利を尊重し、共生できるよう支援していますか。	A	A	
11	自主性・自律性の発揮	施設での生活の中で、母親と子どもが自主性・自律性を発揮できるよう支援していますか。	A	A	
12	社会的ルールの獲得	母親と子どもが協調性を養い、社会的ルールや態度を身につけるよう働きかけていますか。	A	A	
13	性に対する正しい理解	子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設けていますか。	B	A	

(4) 学習・進学・就職

14	学習への支援	学習環境の整備を行い、子どもの学力に応じた学習支援を行っていますか。	A	A	
15	進学・就職への支援	学校を卒業する子どもの進路について、「最善の利益」になった進路の決定ができるよう支援していますか。	A	A	

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者 評価	改善の 必要性
-----	-----	----	------	-----------	------------

(5)母親に対する支援

16	相談援助の体制	母親の社会的自立をめざした相談体制がありますか。	A	A	
17	子育てに対する支援	母親の子育てに対する不安を受け止め、必要な助言、支援を行っていますか。	A	A	
18	就労に向けた支援	母親の職業能力の開発や就労支援を行っていますか。	A	A	
19	補完的な保育支援の提供	母親や子どものニーズに応じた保育支援を行っていますか。	A	A	

(6)その他の支援

20	メンタルヘルス	心理的ケアが必要な母親と子どもに対して、心理的な支援を行っていますか。	A	B	○
----	---------	-------------------------------------	---	---	---

3. 安心な生活

(1)虐待の防止

21	虐待の防止	母親と子どもに対する暴力、虐待防止と早期発見に取り組んでいますか。	A	A	
22	虐待の禁止	母親と子どもに対して、虐待を行わないことを徹底していますか。	A	A	
23	子どもの虐待状況への対応①	被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかわり、虐待体験からの回復を支援していますか。	B	B	○
24	子どもの虐待状況への対応②	子どもの権利擁護を図るために、関係機関との連携を行っていますか。	A	A	

(2)問題行動への対応

25	問題を持つ子どもへの対応	子どもが暴力、不適応行動など、問題行動をとった場合、適切に対応していますか。	A	A	
26	児童間暴力の防止	施設内の児童間の暴力、いじめ、差別などが生じないような措置を講じていますか。	A	A	○

(3)衛生管理

27	食中毒・感染症対策	食中毒や感染症に対する予防及び発症後の対策は、適切に行われていますか。	A	A	
----	-----------	-------------------------------------	---	---	--

(4)子どもと保護者の関係等の継続・回避等

28	夫等との関係調整	夫等との関係調整のための支援を適切に行っていますか。	A	A	
29	強引な引き取りへの対応	保護者等からの強引な引き取りの可能性がある場合、施設内で安全が確保できる体制がありますか。	A	A	
30	夫等からの暴力回避	夫等の暴力により保護を必要とする母親と子どもの安全確保を適切に行っていますか。	A	A	
31	緊急利用への対応	夫等の暴力により保護を必要とする母親と子どもの緊急利用に適切に対応していますか。	A	A	

N0.	小項目	設問	自己評価	第三者 評価	改善の 必要性
-----	-----	----	------	-----------	------------

4. 専門性の向上・地域とのつながり

(1) 専門性の向上

32	スーパービジョン体制	スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性の向上や施設の組織力の向上に取り組んでいますか。	A	A	
----	------------	--	---	---	--

(2) 地域とのつながり

33	施設機能の地域還元	施設の持つ機能を地域に還元する取り組みを行っていますか。	A	A	
----	-----------	------------------------------	---	---	--

5. 母親と子ども本位の支援

(1) 支援の継続性とアフターケア

34	支援の継続性とアフターケア	母親と子どもが安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っていますか。	A	A	
----	---------------	--	---	---	--